琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件　沖縄関係（毒ガス問題）第一次移送(3)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43779

自治体と地域住民の関係

[illegible]

沖縄における毒ガスの早期撤去に関する要請決議

米軍は一万三千トンにのぼる致死性神経・化学物質を沖縄に持ち込み、沖縄県民は不安と恐怖につつまれた毎日を過ごしている。

この沖縄における毒ガスについては「致死性化学兵器を最初に用いることを放棄し、このような兵器の使用およびその他いつさいの生物兵器による戦闘方法を放棄する」という米国政府の方針に基づき、米国内へ移送することを決定しているが、これに対し米国ワシントン、オレゴン両州知事、シアトル市長が化学兵器の持ち込みに反対して提訴したため、移送計画がいまだに実現されない状態にあるからである。

米国ワシントン、オルゴン両州知事ならびにシアトル市長が毒ガスの持ち込みに反対していることは、地域住民の生命と生活に直接責任を負う立場にあるものとして全く当然のことであり、このことは、米軍基地の被害を除去し、市民生活の安ねいをめざす本会の目的とも合致するものである。

よつて、本会は米軍の沖縄における毒ガスが早めに撤去されること、毒ガス撤去に当つては、ガス兵器による事故を避けるため万全の予防措置を講ずるよう強く要請する。

右決議する。

昭和四十五年五月十一日

佐世保、横須賀、那覇三市放射能対策等連絡協議会

佐世保市長　辻　一三
横須賀市長　長野正義
那覇市長　平良良松

殿

轢殺無罪判決および毒ガス撤去に関する抗議声明

アメリカ局長
参事官
北米オ一課長

われわれ琉球大学教授職員会は、真理を探求し、人類の平和を願い、人権を尊重する立場から、今回の米兵による糸満の主婦轢殺に対する無罪判決、および毒ガス撤去に関する米軍の措置に、強く抗議する。

人類の歴史に聳立する米国の「独立宣言」には、生命、自由および幸福を追求する権利、これらの権利を確保するための政府の樹立、およびそれに反する政府を改廃する権利が、天賦の権利として付与されていることが厳かに謳われている。しかるに最近の轢殺無罪判決は、米国の「建国の祖父たち」がうちたてたこの輝かしい民主主義の歴史と精神をみずから汚辱するものである。轢殺無罪判決が県民に対する理不尽な人権蹂躙であることは今さら言をまたない。捜査権、裁判権が軍側に一方的に握られ、しかも軍人のみで構成された軍裁判では、そもそも公平な裁判など期待できるはずがない。われわれは人権を無視した今回の軍事法廷における無罪判決の撤回と裁判のやり直し、および捜査権、裁判権の早期民移管を強く要求する。

また、米国は極秘のうちに多量の毒ガス兵器をもちこみ、貯蔵しているが、毒ガスは兵器として使用された場合の悲惨さはいうにおよばず、たとえ不慮の事故であれいったん流出すれば無差別に尊い人命を奪うものである。地球上にそれが存在すること自体が罪悪であり、国際道義上許せるものではない。一九六八年の事故によりその存在が確認されて以来、県民は生命を守る立場からその即時完全撤去を要求し続けてきた。今回米軍により発表された一五〇トンのマスタード・ガス移送計画は沖縄に貯蔵されている一三、〇〇〇トンという厖大な量からみればせいぜい一パーセントの微々たるもので、県民の要求にはほど遠い。しかもこの移送計画においては地域住民の安全に関する配慮がなく、住民は不安のどん底につきおとされ、やり場のない怒りを押えることができないでいる。われわれは、一切の毒ガスの即時完全撤去を強く要求する。

一九七〇年十二月二〇日

琉球大学教授職員会

要処理
首席事務官
渉外調査
漁業
航空
科学協力
連絡調整
調査
カナダ
局庶務
45.1.9

8-2

北米オー課長

浦議第461号

1970年12月24日

外務大臣 殿

浦添市議会

議長 与座

決議文の送付について

1970年12月22日第14回浦添市議会臨時会の本会議において、全会一致で可決した次の決議文を別紙のとおり送付します。

「毒ガス兵器の即時全面撤去を要求する決議」

45.12.28

「毒ガス兵器の即時全面撤去を要求する決議」

アメリカ政府は、国連で使用禁止決議がなされた致死性毒ガスを沖縄に持ち込み、昨年7月知花弾薬庫における毒ガスもれ事件で20数名の米軍人が被害にあった事件をはじめ、去る12月3日コザ市の焼却炉工事現場における作業の避難さわぎ等、沖縄県民に大きな不安と衝撃を与えている。我々沖縄県民は反戦平和と県民の生命の完全保障の立場から、これが即時撤去を去った8月26日に第1回目の要求決議をした。その後米国政府により、沖縄に貯蔵されているわずか1%の1トンの撤去を発表したが未だその時期さえ明示されていない。その撤去は一刻の猶予も許されてはならない。また米本国においては、毒ガス輸送の安全基準として輸送速度積載量の制限をはじめ、専門家による24時間監視、輸送期間中における地域住民の避難など万全の策が講じられている。しかるに沖縄においては県民に対する安全対策は何ひとつなく、県民は死の恐怖におびえている。また去った12月20日未明のコザ市における反米騒動について高等弁務官は、沖縄県民をあのような行動に追い込んだ背景が何であるか反省することなく、平和の市民の生命をおびやかし、人類の敵ともいうべき毒ガスの撤去を中止するかのような声明を発表した。

このようなもろもろの米国政府の言動とその態度は沖縄県民を無視するものであり、我々市民はこのような軍事優先政策に強い怒りを持ちこれを許容することはできない。よって日米両国政府は、その責任において次の事項を直ちに実施し、毒ガス兵器を即時全面撤去するよう浦添議会は強く要求する。

記

1、毒ガス兵器を即時全面撤去すること。

2、沖縄ちおける毒ガス兵器の全面撤去の時期を明示し、毒ガス兵器の撤去は米国内基準に基づく安全対策により県民の生命を完全に保障すること。

3、毒ガス兵器が全面撤去されるまで、その安全性を確保するために日米琉からなる科学者監視委員会を設置すること。

上記決議する。

1970 年12 月22 日

浦 添 市 議 会

意見書

5

北米才一課長

酒議発第 113 号

昭和45月12月24日

外務大臣

愛知揆一 殿

酒田市議会議長 是 谷 菊 治

意見書の提出について

本市議会満場一致の決議による「

下記意見書 」を提出いたしますから

よろしくお取計らいくださるようお願い申しあげます。

記

1. 沖縄の毒ガス早期撤去に関する意見書

45.12.26

5 酒田市議会

沖縄の毒ガス早期撤去に関する意見書

数年前、秘密裡に沖縄に持ち込まれた毒ガスは、昨年7月の事故発生によつて、その存在が明らかになり、沖縄100万県民は、戦争の冷酷、非情さを象徴する毒ガスを、一日も早く撤去するよう要望し続けてきました。最近、アメリカ政府は、昨年12月発表の撤去方針である45年1月撤去開始、45年春までの完了の方針は実現できない。場合によつては、47年度まで延期せざるを得ないとの発表を行ない、沖縄県民の生命の不安に一層拍車をかけております。このような毒ガスと同居を余儀なくされている現実を、一日も早く解消するよう、日本政府はアメリカ政府に強く働きかけるよう要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出いたします。

昭和45年12月24日

酒田市議会議長　是　谷　菊　治